

「諸費用について」

○表題 厚生年金基金保険特別勘定第1特約

・手数料の概要

この特約の手数料(付加保険料)は、ご採用いただいた運用口ごとの、経過責任準備金(当社がお引受けする積立金(責任準備金)の月央時価平均残高)に比例する体系としており、各ランクごとの経過責任準備金額に下表の率を乗じて得た金額の合計額となります。なお、手数料(付加保険料)は、年金財政決算時に積立金(責任準備金)より控除させていただきます。(消費税・地方消費税は別途申し受けます。)

表〔特別勘定第1特約〕

経過責任準備金ランク	総合口率	円貨建 公社債口率	円貨建 株式口率	外貨建 公社債口率	外貨建 株式口率	短期資金口率
10億円以下 部分	0.440%	0.330%	0.520%	0.550%	0.600%	0.050%
10億円超 20億円以下 部分	0.400%	0.290%	0.440%	0.470%	0.500%	0.050%
20億円超 30億円以下 部分	0.370%	0.260%	0.400%	0.430%	0.455%	0.050%
30億円超 50億円以下 部分	0.350%	0.240%	0.365%	0.385%	0.420%	0.050%
50億円超 100億円以下 部分	0.315%	0.225%	0.325%	0.335%	0.355%	0.050%
100億円超 200億円以下 部分	0.290%	0.205%	0.300%	0.300%	0.320%	0.050%
200億円超 300億円以下 部分	0.270%	0.190%	0.280%	0.280%	0.295%	0.050%
300億円超 500億円以下 部分	0.240%	0.170%	0.250%	0.250%	0.260%	0.050%
500億円超 部分	0.220%	0.150%	0.230%	0.230%	0.240%	0.050%

※ 「総合口(標準型)」と「総合口(安定型)」をともに付加している場合は、経過責任準備金を通算します。

※ 「円貨建株式口(アクティブ・S型)」と「円貨建株式口(バリュー型)」をともに付加している場合は、経過責任準備金を通算します。

・上記のほか、この特約の資産運用の過程で売買の際に発生する株式の売買委託手数料等の諸費用、投資信託に係る信託報酬等を資産運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって、また、投資信託については投資信託の運用会社や投資対象資産等によって手数料率変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

・この特約の手数料(付加保険料)には、主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)、制度管理業務に係る手数料(付加保険料)や、その他各種計算サービスに係る手数料(付加保険料)は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ別途申し受けます。